

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から61年3月まで
② 昭和61年5月及び同年6月

私は20歳になった頃に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付しており、夫の分だけ納付し、自身の分を納付しないとは考えられない。昭和61年度については5月と同年6月のみ未納であるのも不自然だと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は2か月と短期間であるとともに、申立期間直前の昭和61年4月の国民年金保険料を現年度納付し、申立期間直後の同年7月から62年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、申立人は、生活上の大きな変化は無かったとしているなど、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、20歳となった頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人の夫は、婚姻前の昭和53年6月に国民年金手帳記号番号が

払い出されていることから、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であったものの、申立人の相手帳記号番号は、上述のとおり、62年3月に払い出されていることから、申立期間の保険料と一緒に納付することはできず、国民年金に加入した上記の時点において、申立期間①の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその夫が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

昭和45年10月に国民年金の加入を勧めるはがきが郵送されてきたので、翌年4月に母親がA区役所で加入手続を行い、国民年金保険料についても、姉たちの分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、49年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人の母親と一緒に納付していたとする申立人の姉二人は、当該期間の保険料を納付済みであることが確認できる上、当時、B市では、国民年金の加入手続を行った際、納付可能な過年度分について納付書を作成し納付勧奨を行っていたことが確認できることから、この納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された49年5月の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付した場合に作成されることになっている特殊台帳は作成されていない

ことから、当該期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和59年3月
③ 平成10年12月から11年5月まで

昭和39年11月頃、国民年金を勧めに男性が家に来たので加入し、未納となっていた37年4月からの国民年金保険料と、以後の保険料を集金人に納付した。平成11年から12年頃に娘とA区役所に行き、納付書により10か月分ぐらいの保険料を納付したことを覚えている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付済みである上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、昭和58年度の摘要欄に申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できることから、申立人は、当該納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施さ

れていた時期ではない上、特例納付及び過年度納付の保険料は国庫金であることから、集金人に納付することができない。

また、申立期間③に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されていることから、申立期間の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

なお、オンライン記録において、申立人は、平成 12 年 5 月 10 日付けで国民年金保険料の免除申請を行い、申立期間③直後の 11 年 6 月から 12 年 3 月までの 10 か月間の保険料を 13 年 7 月から毎月納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年8月まで

私の国民年金は、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時、父親の食料品店を一緒に手伝っていた長兄は、保険料を全て納付しているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年4月から同年8月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、昭和55年度の摘要欄に申立人からの申出により発行されたと考えられる「納付書」の押印が有る上、申立人の母親及び長兄は当該期間の保険料を納付していることを踏まえると、申立人についても当該納付書により保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年8月から55年3月までについて、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が国民年金に加入した昭和55年10月の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、当該期間

の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人の父親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA株式会社(現在は、B株式会社)C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年12月3日、資格喪失日は23年7月14日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年12月から23年6月までの標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C工場における上記の資格喪失日(昭和23年7月14日)に係る記録を昭和23年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③について、A株式会社D支店における資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は25年7月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和23年8月から25年6月までの標準報酬月額については、23年8月及び同年9月は2,400円、同年10月は2,700円、同年11月から24年4月までは4,200円、同年5月から同年9月までは4,500円、同年10月から25年3月までは5,000円及び同年4月から同年6月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月13日から23年7月14日まで
② 昭和23年7月14日から同年8月1日まで

③ 昭和 23 年 8 月 1 日から 25 年 12 月 1 日まで
私は、A 株式会社の C 工場及び D 支店で継続して勤務をしていたが、
申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、確認して加入期間とし
て認めてほしい。

第 3 委員会判断の理由

申立期間①のうち、昭和 22 年 12 月 3 日から 23 年 7 月 14 日までの期間
について、B 株式会社が保管する「社員名簿」及び複数の元同僚の供述か
ら、申立人が当該期間に A 株式会社に継続して勤務していたことが認めら
れる。

また、A 株式会社 C 工場 (E 市 F 区) に係る健康保険厚生年金保険被保険
者名簿において、申立人と氏名が一致し、生年月日が類似する昭和 22 年
12 月 3 日から 23 年 7 月 14 日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年
金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合の厚生年金保
険被保険者記録は申立人の被保険者記録であると判断することができるこ
とから、事業主は、申立人が A 株式会社 C 工場において、昭和 22 年 12 月
3 日に被保険者資格を取得し、23 年 7 月 14 日に被保険者資格を喪失した
旨の届出を社会保険事務所 (当時) に対し行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭
和 22 年 12 月から 23 年 6 月までを 600 円とすることが妥当である。

申立期間②について、B 株式会社が保管する申立人に係る「社員名簿」
から、申立人が当該期間に A 株式会社に継続して勤務していたことが認め
られる。

また、当時の同僚は、「自分は人員整理のため同社 C 工場から同社 D 支店
に転勤した。申立人は途中で退社することなく継続して勤務していた。」と
供述している。

さらに、B 株式会社の担当者は、「社員名簿に記録のある期間は正社員で
あり、給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答し
ていることから、申立人は A 株式会社に継続して勤務し (同社 C 工場から同
社 D 支店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除さ
れていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚は、「自分も含めて、同社の異動日は
月初の場合が多かった。」と供述している上、上記被保険者名簿により、昭
和 23 年に A 株式会社 C 工場から同社 D 支店に異動している者が申立人以
外にも 9 人確認でき、いずれも月の初日の 1 日に厚生年金保険被保険者資

格を取得していること、及び申立人と同じ23年8月1日に資格を取得した被保険者が10人確認できることから、同日付けで異動があったとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和23年6月の上記被保険者名簿の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したかどうか不明と回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③のうち、昭和23年8月1日から25年7月29日までの期間について、B株式会社が保管する「社員名簿」及び複数の元同僚の供述から、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社D支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が一致し、生年月日が類似する、資格取得日が昭和23年8月1日であるが、資格喪失日が判読困難となっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の被保険者記録であると判断することができることから、事業主は、申立人がA株式会社D支店において昭和23年8月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社D支店における資格喪失日は、上記「社員名簿」に記載されている退職日の翌日である25年7月30日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、同時期にA株式会社D支店において被保険者資格を取得している、同年齢の女性被保険者の標準報酬月額の平均額等から、23年8月及び同年9月は2,400円、同年10月は2,700円、同年11月から24年4月までは4,200円、同年5月から同年9月までは4,500円、同年10月から25年3月までは5,000円及び同年4月から同年6月までは6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和21年8月13日から22年8月10日までの期間については、B株式会社は、申立期間当時の関連資料は上記「社員名簿」以外の資料は確認できない旨回答していることから、申立人の当該

期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立期間①のうち、昭和 22 年 8 月 11 日から同年 12 月 2 日までの期間については、上記「社員名簿」の記載から申立人の当該期間における勤務実態は確認できるものの、同社 C 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚の供述から、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる上、厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

次に、申立期間③のうち、昭和 25 年 7 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間について、上記「社員名簿」において申立人の当該期間の勤務は確認できない上、A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の者に照会したが、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 21 年 8 月 13 日から 22 年 12 月 2 日までの期間及び申立期間③のうち、昭和 25 年 7 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は27万円、申立期間③は37万7,000円、申立期間④は28万2,000円、申立期間⑤は38万6,000円、申立期間⑥は28万3,000円、申立期間⑦は40万円及び申立期間⑧は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月1日から20年7月1日まで
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年7月14日
⑤ 平成18年12月14日
⑥ 平成19年7月13日
⑦ 平成19年12月14日
⑧ 平成20年7月15日

申立期間について、給与及び賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準報酬月額及び標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低く

なっているので、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賃金台帳により、申立人は、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間②は27万円、申立期間③は37万7,000円、申立期間④は28万2,000円、申立期間⑤は38万6,000円、申立期間⑥は28万3,000円、申立期間⑦は40万円及び申立期間⑧は29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、オンライン記録によると、当該期間のうち、平成17年7月及び同年8月の標準報酬月額は20万円と記録されている。また、同年9月から18年8月までの期間に係る標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年10月に22万円に訂正されており、同記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。さらに、平成18年9月から20年6月までの標準報酬月額は22万円と記録されている。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認め

られる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行う必要はない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支店における船員保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月15日であると認められることから、当該期間の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年5月から同年7月までの標準報酬月額については60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月から同年8月13日まで
② 昭和20年2月22日から同年4月1日まで
③ 昭和20年5月1日から同年8月15日まで

A株式会社B支店での船員保険被保険者期間記録が同社勤務期間と一致しておらず、間違いがある。勤務期間中に2度の資格取得、資格喪失が行われていることは不審に思う。特に、終戦の頃は同社から自宅待機するように言われ、給料も昭和20年8月分まで最寄りの銀行で受け取った記憶が有るので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、申立期間当時の状況を具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時の複数の同僚は、「昭和20年頃には乗船する船舶が無いため、自宅待機を指示されることがあった。」「自身も自宅待機をしていたが、待機中の給与は銀行送金で受け取っていた。」「終戦で一度、給与の送金が止まった。」と供述しており、その内容は申立人の供述と一致することから、申立人は、終戦日である昭和20年8月15日までA株式会社と雇用関係にあったことが推認される。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、船員保険被保険者資格取得日として「20.4.1」の記載が有るほか、A株式会社に係る船員保険

被保険者名簿（予備船員分）に申立人の氏名の記載が有ることから、申立人が、昭和 20 年 4 月 1 日付けで、予備船員として船員保険被保険者の資格を取得したことが確認でき、オンライン記録とも一致する。

しかし、上記船員保険被保険者台帳及び予備船員に係る船員保険被保険者名簿のいずれにも資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、オンライン記録では昭和 20 年 5 月 1 日に資格喪失とされているが、日本年金機構からは、「資格喪失日を同日とした根拠、取扱い等は一切不明で資料も無い。」と回答しており、申立人について適正な年金記録管理が行われたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 株式会社 B 支店に係る船員保険被保険者の資格喪失日は、昭和 20 年 8 月 15 日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記船員保険被保険者台帳に記載されている昭和 20 年 4 月の標準報酬月額から判断して、60 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①については C 所に勤務し、申立期間②については自宅待機であり、いずれも陸上勤務であったと主張している。

しかしながら、予備船員が船員保険の適用を受けることとなったのは昭和 20 年 4 月 1 日からであり、申立期間①及び②については、船員保険の被保険者とならない期間である。

また、A 株式会社 B 支店は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人の給与から船員保険料が事業主により控除されていたかどうか確認できない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、「資格取得 19. 8. 14」及び「資格喪失 20. 2. 22」の記載が有る。

このほか、申立期間①及び②における船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2302 (事案 1176 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月は41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は41万円、19年1月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで
平成18年9月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生労働省の記録によると22万円となっているが、給与の総支給額は40万円前後であった。
その後、給与の総支給額40万円前後に基づく標準報酬月額に訂正するため、平成19年9月から20年11月まで、調整分という名目で追加の保険料を徴収されていたので、私の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が、社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額よりも低い額であることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、給与の総支給額に基づく標準報酬月

額に訂正するため、平成19年9月から20年11月まで、「調整分」及び「調整分(カット分)」という名目で追加の厚生年金保険料を給与から控除されたとしている。

そこで、申立人が所持している株式会社Aに係る給与明細書及び賃金台帳を確認したところ、平成19年10月については3万6,866円、同年11月から20年6月までの期間については1万8,433円(3万6,866円の半額)、及び同年7月については9,985円が「調整分」(合計19万4,315円)として、給与から控除されていることが確認できる。

また、平成19年10月分の給与明細書には、申立期間において、社会保険料の控除額に錯誤があったため、毎月の給与から厚生年金保険料2万2,115円及び健康保険料1万4,751円を追加控除する旨の記載があることが確認でき、当該金額を申立期間当時控除されていた社会保険料に合算すると標準報酬月額41万円に基づく社会保険料に相当することが確認できる。

このことについて、株式会社Aの元役員は、平成19年9月分から20年7月分までの給与において、申立期間に控除していた社会保険料と、給与の総支給額に対する標準報酬月額に基づいた社会保険料の差額を「調整分」として徴収した旨の回答をしている上、申立人は、「上記役員から平成19年10月の給与から毎月3万6,866円を追加控除するという説明を受けたが、控除額が多額であるため、翌月からはその半額にしてほしい。」旨を要望したと供述している。

以上のことから、申立人が「調整分」として給与から控除された19万4,315円については、社会保険料の追加控除額であることが確認できる。

また、当該金額は、標準報酬月額41万円に基づく社会保険料と申立期間当時控除されていた社会保険料の差額の5か月分に相当することから、上記役員の回答を踏まえ、平成18年9月から19年1月までの期間に係る厚生年金保険料であると考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成18年9月から19年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間のうち平成18年9月から19年1月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬額及び追加調整後の厚生年金保険料控除額から、平成18年9月は41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は41万円、19年1月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち平成18年9月から19年1月までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬額及び追加調整後の厚生年金保険料控除額に基づく報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

次に、申立期間のうち、平成19年2月1日から同年9月1日までの期間については、上記給与明細書において控除されていたのは5か月分の保険料控除額であることから、当該期間における追加の社会保険料が控除されたことを確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立人は、「調整分（カット分）」についても社会保険料の追加控除額であったと主張しているところ、上記給与明細書及び賃金台帳から、平成20年7月から同年10月までの期間は2万円、同年11月は1万4,800円が「調整分（カット分）」（合計9万4,800円）として、申立人の給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、当該「調整分（カット分）」については、上記役員は、社会保険料の差額として控除した金額ではなく、業績悪化による給与のカット分のことである旨の回答をしている。

また、株式会社Aにおける従業員の給与明細書及び賃金台帳を確認したところ、当該期間において申立人が控除されていた額と同額を「調整分（カット分）」として控除されている者が多数いることが確認できる。

以上のことから、「調整分（カット分）」については社会保険料の追加控除額と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月13日

A株式会社の連結子会社であるB株式会社に勤務しているが、平成20年6月分の標準賞与額の届出が漏れていた。そのため、B社の事務担当者が、平成22年11月26日にC年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されない。保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る平成20年分の賃金台帳及び22年11月26日に提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認

できる保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に上記賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年1月から同年9月までは34万円、同年10月から6年1月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年2月21日まで
株式会社Aに勤務していた平成4年1月から6年2月までの期間についての標準報酬月額の記録が8万円となっているが、給与明細書から36万円程度支給されていた。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、株式会社Aに係る申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までは34万円、同年10月から6年1月までは36万円と記録されていたところ、6年2月10日付けで4年1月1日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか9人の被保険者について申立人と同様に、平成4年1月1日（うち2人はそれぞれ平成4年3月1日及び同年8月1日）に遡って標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

さらに、不納欠損整理簿により、平成6年2月10日当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該事業所の代表者は、滞納保険料について社会保険事務所に相談の結果、標準報酬月額を遡及して低く訂正したことを認めている。

加えて、申立人の所持する申立期間の株式会社Aの給与明細書及び雇用

保険受給資格者証の離職時賃金日額からみて、平成4年1月から同年9月までは34万円、同年10月から6年1月までは36万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について4年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年1月から同年9月までについては34万円、同年10月から6年1月までについては36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社B所（現在は、A株式会社C部）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年12月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から20年1月までを30円、同年2月から同年11月までを70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月21日から20年12月15日まで
年金事務所にA株式会社B所で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和19年4月21日付けで資格を取得したことは確認できたが、資格喪失日が確認できない旨の回答であった。しかし、私は、同社で勤務中に被爆した経験があり、以降も勤務していたので、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人は、同事業所において、昭和19年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、標準報酬月額について同年4月から20年1月までは30円、同年2月から70円と記録されているが、資格喪失日はいずれにも記載されてい

い。

しかし、A株式会社は、保管する退職者名簿から、申立人の申立てに係る勤務期間について、「入社年月日 昭和19年4月27日、退職年月日 昭和20年12月14日」とする証明書を提出しており、申立人の勤務形態については、「正社員」と回答していることから、申立人が昭和19年4月27日から20年12月14日まで、同社B所に勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿から被保険者であったことが確認できる同僚は、「同社B所においては、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

なお、日本年金機構に申立人の資格喪失日について照会したところ、「被保険者名簿は多数の欠落があり、申立人の資格喪失日を確認できる資料が無く、資格喪失日が記載されていない原因は不明。」と回答していることから、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上記証明書で確認できる退職日の翌日である20年12月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和19年4月から20年1月までを30円、同年2月から同年11月までを70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年9月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から同年9月まで
平成12年4月から大学を卒業する14年3月までの2年間は、学生納付特例を受けていたはずであり、申立期間についても学生納付特例期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、学生納付特例期間として承認されていたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が学生納付特例の承認を得るには、毎年度申請することが必要であり、承認期間は、「申請日の属する月の前月」から「申請日の属する月の年度末」までとなっており、申立人に係る平成12年度の申請は平成12年5月30日に行われているものの、平成13年度の申請は平成13年11月30日であることが、オンライン記録により確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていなかったものと考えられる。

また、申立期間について、ほかに学生納付特例により国民年金保険料を納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、学生納付特例により国民年金保険料を納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年12月までの期間及び59年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から51年12月まで
② 昭和59年8月から61年3月まで

昭和59年8月に退職し、しばらく国民年金に加入していなかったが、自営することとなった際に加入しようと思い、60年3月頃、A市B区役所に行った。C課で国民年金の加入手続を行うとともに、未加入であった20歳から25歳までの国民年金保険料についても相談し、納付することにした。手続き時に分納とは聞いていたが、合計金額は聞いておらず、その後、10枚つづりで1回当たり3万3,000円、合計33万円の納付書が送付されて来たので納付した。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、送付されて来た10枚つづりで1回当たり3万3,000円、合計33万円の納付書で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により昭和63年7月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立人は、国民年金に加入した上記の時点において、時効となら

ず納付可能な昭和 61 年度の国民年金保険料額 8 万 5,200 円及び 62 年度の保険料額 9 万 2,400 円を過年度納付していることが、オンライン記録及び A 市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から58年3月まで

昭和45年頃に、勤務先の事業主が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親に現金を渡し、金融機関で納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年頃に勤務先の事業主が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年8月にA区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からも保険料を遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月及び同年3月

母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。納付開始と同時に、全額免除の申請をするはずがなく、申立期間の保険料は納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行っておらず、納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成11年3月29日付けで付番されていることが所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、保険料の免除を行うことが可能な同年2月及び同年3月について承認されていることがオンライン記録により確認できる上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストの記載とも一致することから、一連の記録に不自然さはない。

なお、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、社会保険事務所(当時)に追納の申出を行い、納付書の交付を受ける必要があるが、オンライン記録において、当該申出がなされた記録は見当たらない。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人につ

いて、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、国民年金制度ができた際、すぐに加入手続を行い、勤務先（住み込み）で集金人に保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初に加入手続を行い、国民年金保険料は、自身が勤務先で集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同年10月5日と記載されていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年7月までの期間、6年10月から7年2月までの期間及び13年2月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年7月まで
② 平成6年10月から7年2月まで
③ 平成13年2月から同年12月まで

私は、平成5年4月から6年3月まで専門学校に通学しており、それ以外の申立期間は求職活動をしていたが、国民年金保険料は貯金を取り崩してA区役所の窓口やB信用金庫で納付していた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を区役所窓口や金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金の被保険者であることが必要であるが、申立人の被保険者資格取得日は、C市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、平成9年8月31日と記載されていることから、申立人は、同日まで国民年金に未加入であり、国民年金に加入したこの時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③について、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成13年2月9日を適用日とする国民年金の加入勧奨が、14年6月24日付けで行われていることがオンライン記録により確認でき、申立人は、この日以降に国民年金の再加入手続を行ったものと推認されるが、同

年4月以降の国民年金保険料の収納は国に一元化されており、保険料を納付するためにコンピュータにより作成された納付書は、光学式文字読取機（OCR）により人手を介さず納付記録として入力されることから、申立期間の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難く、オンライン記録においても申立人の保険料納付記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私が会社を退職した平成9年10月頃、妻がA区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が毎月二人分を金融機関で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月頃、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は自身の分と一緒に金融機関で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、所持する年金手帳において、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したのは平成14年5月17日と記載されており、これはオンライン記録とも一致し、これより前に国民年金の被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

夫が会社を退職した平成9年10月頃、私は、A区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月二人分を金融機関で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月夫婦二人分を金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の申立期間に係る平成9年10月10日付けの国民年金被保険者資格の取得及び10年4月7日付けの同被保険者資格の喪失は、いずれも19年3月13日付けでオンライン記録に追加されたものであることが確認できることから、記録に追加された時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、第3号特例納付被保険者の届出を平成19年2月16日に行い、上記と同日の同年3月13日付けでオンライン記録に登載されている。

また、申立人又は申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はお

らず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年3月まで

昭和58年4月1日に勤務先を退職後、62年4月29日までは、父親の扶養親族となっていたため、父親がA区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納付できないので記録の訂正をしてほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳は転居したB区で発行され、「初めて被保険者となった日 昭和62年4月29日」と記載されており、申立人は、この時点において第3号被保険者として国民年金に加入したことが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、A区において、上記年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内全てについて、「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方

で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年9月までの期間及び59年11月から61年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から58年9月まで
② 昭和59年11月から61年1月まで

昭和56年7月に、A区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて定期的に郵便局で納付し、申立期間②についても、59年11月に、再加入手続を同区役所で行い、保険料は納付書に現金を添えて定期的に郵便局で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については昭和56年7月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②については59年11月に同区役所で再加入手続を行い、国民年金保険料は、いずれも納付書に現金を添えて郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月にA区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、申立期間について登

載されておらず、同市では申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日 昭和 56 年 7 月 19 日」は、申立人が国民年金保険料を納付した事実を示すものではなく、また、加入手続を行った日でもなく、この日が国民年金の被保険者資格を取得したことを示すものである。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から昭和28年10月1日まで
昭和21年1月7日から28年10月1日までA株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた。年金記録では、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和27年1月1日になっている。私の記憶では昭和28年10月1日まで勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に照会したところ、「申立期間に係る人事記録等を保存していないものの、当社が保存している健康保険労働者年金保険被保険者資格喪失届(副)の記録から、申立人が退職した年月日は届出どおりに間違いないと考えられる。」と回答しており、当社が保管する上記資格喪失届(副)において、申立人の退社日は昭和26年12月31日、資格喪失原因は退社と記載されていることが確認できる。

また、申立人を記憶している同期入社と同僚は、「自分は申立期間当時、社会保険事務担当であった。申立人の退職日は、被保険者資格喪失届の記載どおりで間違いないと思う。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和27年1月1日と記載されており、同名簿の健康保険整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立期間において、

申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人がA株式会社を退職した後に勤務したC県D庁に照会したところ、E部F課が保管する申立人の人事記録書の経歴欄には、申立期間の大半である昭和27年2月1日から28年9月30日までの期間は、G連盟に事務員として勤務していたとの記載がある上、同連盟は厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月12日から40年8月4日まで
私はA所（その後、有限会社B）に、昭和24年11月9日より勤務していたが、会社が人を減らしたいと伝えてきたので、経営していた兄達の気持ちを酌んで他社に就職した。しかし、私がいないと仕事が順調に進まないから戻ってくれと言われ、一日の間もあけず、A所へ戻って勤務した。しかし、その日から10か月間も健康保険、厚生年金保険に加入していないのは、どう考えても納得できないので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月12日から再度、A所に勤務しているが、厚生年金記録の加入記録は40年8月5日からとなり納得できないと主張している。

しかし、A所の現在の事業主は、「申立期間当時は10歳で申立内容についての記憶は無い。また、申立期間当時の関係資料が無いので、申立人に係る厚生年金保険の資格取得・喪失の届出及び厚生年金保険料の納付等は不明。」と回答しており、申立期間について申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されたことについて確認することができない。

また、申立期間当時、社会保険事務を委託していた会計事務所に照会しても、「厚生年金保険料の控除や資格の届出等は不明。」と回答している。

さらに、申立人は、申立人が保管する、長女のC市立D小学校において、年度当初の4月に作成される昭和40年度の保健手帳にA所で再度厚生年

金保険の資格を取得した時の健康保険証の記号番号が記載されていることから、少なくとも同年4月には被保険者であったと主張しているが、このことについてC市立D小学校に照会したが、当該手帳に健康保険証記号番号を記載した期日を特定することはできない。

加えて、申立人を記憶する同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることができない。

また、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間の健康保険番号は連続しており、欠番もみられないため、申立人の厚生年金保険の資格取得日が誤って記載されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立人及び家族で通院したと記憶していたE診療所を始め4つの病院に申立期間当時の健康保険証の種別等を照会したが、それぞれの診療所は、「資料の保存期限を過ぎて処分している為に、当時の保険の種別は分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 1 月 30 日まで
昭和 56 年 1 月頃から 60 年 1 月末まで、株式会社Aに勤務していた。幹部候補として入社し、入社 3 か月ぐらいで課長代理となり、その後、同社の関連会社の株式会社Bの取締役となり、20 人ほどの部下もいた。ねんきん定期便を見ると、標準報酬月額が当時の給料額と比べると低すぎることに驚いた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額について、実際に支給された給与に比較して少ないため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、株式会社Aは、平成 9 年 9 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、14 年 12 月 3 日に解散している上、申立期間当時の事業主は、賃金台帳等の資料は保管していない旨を回答していることから、申立人の申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高い保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時の事務担当者は、「毎月の給与には基本給と歩合給があり、歩合給については、報奨金として賞与の前渡し金額が含まれていた。当時、賞与は厚生年金保険料の控除対象ではなかったため、給与の総支給額に比べると標準報酬月額が低くなっている。」旨を供述していることから、

申立人が記憶している給与支給額と標準報酬月額との差額は、賞与分であることが推認できる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記載は、オンライン記録と一致していることが確認でき、訂正等の形跡は無いことから、社会保険事務所（当時）の処理に不自然さはない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社（現在は、B 株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額が改定前の標準報酬月額を下回っている。当時の賃金体系は年功序列型で、毎年 4 月に昇給して 1 年間継続しており、給与が前年より下がることはあり得ない。また、申立期間④の標準報酬月額は 32 万円のはずである。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、B 株式会社が保管する、申立人に係る「社会保険被保険者個人表」に記載されている申立人の標準報酬月額は、全ての申立期間においてオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記載されている各申立期間の申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、給与は毎年昇給していたので、標準報酬月額が従前よりも減額されることはあり得ないと主張し

ているが、オンライン記録では、当時、A社C支社に勤務していた複数の同僚のうち、申立期間①においては、申立人が記憶している同僚2名を含む10名、申立期間②においては、申立人が記憶している同僚4名を含む12名が申立人と同様に、従前よりも低い標準報酬月額に決定又は改定されていることが確認できる。また、これらのうち複数の同僚は、「自身の給与額と標準報酬月額に差があるとは思っていない。」旨回答していることから、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なる事務処理が行われた事情は見当たらない。

加えて、申立期間①について、申立人は、昭和37年5月に、自身の標準報酬月額が3万6,000円に増額改定されていたはずであると主張しているが、オンライン記録では、上記の同僚のうち、その時期に3万6,000円に改定されている者は見当たらず、そのうち申立人が当時の上司としている同僚及び先輩としている同僚を含む9名は、申立人と同じく38年7月に3万6,000円に改定されていることから、当該標準報酬月額の推移について不自然な点は見当たらない。

次に、申立期間③について、申立人は、自身の標準報酬月額が昭和47年10月に、従前の11万円から10万4,000円に減額されたことに納得できないとしているが、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、同年11月には12万6,000円に増額改定されており、申立人と同様に、同年10月に減額され、同年11月に増額改定されている同僚の記録が確認できることから、当該標準報酬月額の決定については、同年5月、6月及び7月の報酬月額に基づく通常の定時決定の結果であると考えられ、申立人の申立期間③における標準報酬月額について不適切な事務処理が行われた事情は見当たらない。

また、申立期間④について、申立人は、昭和51年8月に、自身の標準報酬月額が当時の上限額である32万円に増額改定されたはずであると主張しているが、オンライン記録では、A社に勤務していた同僚19名のうち、その時期に標準報酬月額が32万円に改定されている者は見当たらず、申立人と同時期に入社した同僚3名については申立人と同じく同年11月に、いずれも32万円に改定されていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚を含め、複数の同僚に照会したが、申立期間①、②、③及び④において、申立てに係る事実を確認するための回答及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月頃から 5 年 2 月頃まで

平成 3 年 9 月頃から 5 年 2 月頃まで A 店に勤務していたが、社会保険庁 (当時) に記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 店の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主は、「厚生年金保険の適用事業所として社会保険事務所 (当時) への届出を行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しており、同店は、オンライン記録において適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録によると、A 店の事業主は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

さらに、申立人の妻は、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 1 日まで国民年金第 3 号被保険者と記録されていたところ、平成 20 年 5 月 26 日に、「国民年金第 3 号被保険者特例措置該当期間登録 (取消) 届書」を社会保険事務所に提出し、平成 3 年 6 月から 5 年 2 月までの期間について、国民年金第 3 号被保険者資格を除外していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 27 日まで
申立期間についてA有限会社（現在は、B株式会社）に勤務したが、厚生年金保険の標準報酬月額が昭和 34 年 4 月から 36 年 7 月まで1万円となっている。標準報酬月額1万円の期間が長い上、1万5,000円から2万円の給与と記憶していることから、申立期間の標準報酬月額を調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると申立人の標準報酬月額は、昭和 34 年 4 月 1 日の被保険者資格取得時は5,000円であり、その後、同年 10 月に6,000円、35年8月に8,000円、36年8月に1万2,000円と改定されていることが確認できることから、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条により、標準報酬月額が1万円未満の場合は、これを1万円とする取扱いとされていることから、申立人の標準報酬月額が昭和 34 年 4 月から 36 年 7 月まで1万円と記録されていることが確認できる。

また、B株式会社は、「当該期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保管していないため不明である。」と回答しており、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人が、雇用形態が同様であったと記憶している複数の元同

僚について、A有限会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同額で推移しており、申立人のみが標準報酬月額が低額である状況はうかがえない。

加えて、上記被保険者名簿から確認できる元同僚に照会したが、当時の報酬額及び保険料控除の状況を確認することができる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、厚生年金保険被保険者として、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
A 病院（現在は、B 病院）に係る厚生年金保険の被保険者資格が、平成 5 年 11 月 30 日に喪失したとの記録になっている。
しかし、同病院が発行した証明書によると、退職日が平成 5 年 11 月 30 日、健康保険証資格喪失日が同年 12 月 1 日と記載されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 病院が、平成 22 年 8 月 25 日付けで申立人に発行した証明書には、退職日が平成 5 年 11 月 30 日、健康保険証資格喪失日が同年 12 月 1 日との記載が有る。

しかしながら、B 病院に確認したところ、「証明書の記載は誤りであり、申立人の退職日は平成 5 年 11 月 29 日、資格喪失日は同年 11 月 30 日である。」との回答が有る上、申立期間当時、同病院の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士から提出された資料には、申立人の退職日は平成 5 年 11 月 29 日と記載されていることが確認できる。

また、B 病院は、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料を保管していない上、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚 25 人に照会し、14 人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、申立人の A 病院における雇用保険の記録によると、離職日は平

成5年11月29日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 9 日から 38 年 9 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 38 年 8 月 18 日から同年 11 月 22 日まで
(B 株式会社 C 工場)
③ 昭和 39 年 1 月 8 日から同年 5 月 11 日まで
(D 工場)
④ 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで
(E 工場)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険の被保険者期間が記載されており、「受付 41.11.24 F 社会保険事務所」、「小切手 * 交付済」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る最終事業所である E 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」表示が有るとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 16 日から 36 年 2 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
(B 株式会社 C 支店)

平成 21 年 11 月の年金記録期間照会の回答で、A 株式会社と B 株式会社 C 支店の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「退」表示が有るとともに、脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約 4 か月後の昭和 38 年 12 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。